

176 不動産会社が知っておくべきトラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

ADRとは、民間機関でも当事者にとって、トラブル解決の方法として裁判以外の選択肢があるということは、より実用性のあることでしょう。なぜならば、トラブルの度は日本において古くは鎌倉時代からも存在していたと考えられます。江戸時代では、奉行所や、それこそ長屋の長老が住人同士のトラブルを話し合いで解決に導いてきました。日本人の国民性を考えると、白黒や勝ち負けを明確にする裁判よりもADRの方がトラブルを解決する手段として適しているとも思われます。また、トラブルを抱えた

裁判においても、多くのケースで和解となります。ADRとはそのたどる道筋が異なります。裁判は最後まで法律が元となり、和解までの道筋が組み立てていかれます。一方、ADRでは決して法律を無視するわけではありませんが、相互理解など、そ

## 調停人候補者のススメ

れとは違つ視点で  
解決への方向性が  
組み立てられま  
す。したがつて、  
ADRを推進して  
いく存在として  
は、法律の専門家  
である弁護士より  
連する表情に詳し  
い専門家の方が適  
しているケースが  
多いのです。「法  
律では〇〇となつ  
ていますが、実情  
「よね」といって當  
悔してもらい、和解  
かADRの目指すと  
です。「相手方の言  
ふつう」とも一理ある  
つてもうことに  
金銭的にも、期間的  
にトラブルを見出していく  
と、  
不動産トラブルとA  
相性が良いと考えら  
れています。もちろん、三者会議の  
形で、遠隔でのADRも可能  
になつてくると思われます。  
今後、ADRは一層消費者の  
トラブル解決の手法として一  
般化していくでしょう。不動  
産事業者の皆さまには、ぜひ  
調停人候補者としてご活躍い  
ただければと思います。